

八尾市用排水路浚渫補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 八尾市は、農業用排水路（以下「水路」という。）の適正な維持及び環境の整備を行うため、当該水路に係る水利団体が実施する浚渫事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用排水路 ——都市排水機能を兼ねた農業用排水路として市が認めた水路。
- (2) 水利団体 ——土地改良区、水利組合、実行組合等その名称の如何を問わず当該水路の機能管理を行う団体で市が認めたもの。
- (3) 浚渫事業 ——毎年度梅雨等の出水期前に農業生産の向上のため、水路機能の保全として実施される泥土浚渫、清掃、除草作業。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 用排水路浚渫補助金交付申請書

(浚渫事業の履行確認)

第4条 市は、補助金の交付算定にあたり、申請水利団体の事業内容を現地調査し、履行確認を行う。

(補助金の算定)

第5条 補助金の算定にあたっては、市の積算に基づく事業量により事業費を査定し、予算の範囲内で当該査定事業費の1/4以内の額を交付するものとする。

(補助金交付申請の期間)

第6条 この要綱に基づく補助金交付申請の期間は、毎年度6月末日までとする。

(決定通知)

第7条 第5条に規定する補助金の交付算定完了後、市は水利団体に対して補助金交付決定通知を行うものとする。

(補助金の返納)

第8条 補助金の申請書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、用排水路浚渫補助金返納命令通知書（書式第1号）により期限を定めて、申請水利団体に返納を命ずるものとする。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。